

平成18年度第2回
兵庫県都市計画審議会

平成18年10月17日(火)

パレス神戸 2階大会議室

○議長 それでは、平成18年度第2回兵庫県都市計画審議会の開催に先立ち、一言、ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成18年度第2回兵庫県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員並びに幹事の皆様には、お忙しい中にも関わりませず、ご出席いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

さて、改正都市計画法が、本年5月31日に公布されましたが、これらの中で、都市計画の提案制度の關係に係る部分については、8月30日から施行されております。都市計画の提案制度については、平成14年の都市計画法の改正で新たに設けられた制度であります。土地所有者等やまちづくりNPO法人、また民法第34条の公益法人が、0.5ha以上の一体的な区域において、都市計画に関する法令上の基準に適合した内容で、土地所有者の3分の2以上の同意を得るといった条件を満たした場合、都市計画決定権者である県や市町に対して、都市計画の決定又は変更の提案を行うことができる制度であります。昨年度末で、全国では都市数で16、提案数では24件ございました。

ところで、この度の改正では、従来の土地所有者などに加えて、まちづくりの推進を図ることを目的として設立された営利を目的としない法人や一定の要件を満たす民間事業者などが、都市計画について提案を行うことができるように変更されました。おそらく兵庫県下においても、いろんな提案がなされてくるものだと考えております。

今後の都市計画の見直しなどに当たっては、地域住民などの意見の反映ということが、これまでも増して、重要になってくるかと考えられます。

前回の審議会に、知事から諮問を受けました「都市計画区域マスタープラン等の見直しに関する基本的な考え方」につきましても、新たに選任されました専門委員と当審議会委員からなる専門会議を設置し、現在、検討を進めていただいておりますが、地域住民等の意見をどのように取り入れていくかということについても、専門会議で十分にご検討いただければと考えております。

さて、本日の案件は、10月10日に事務局から事前説明がありました、「阪神間都市計画一団地の住宅施設の変更」議案をはじめ、計5件であります。

このあと、お手元の議案書に基づき、議事を進めてまいりたいと存じますが、どうか十分にご審議を賜りますようお願いいたしまして、私のあいさつにさせていただきます。

それでは、議案書の議案目録によりまして、本日付議されております各案件につきまし

て、審議を賜りたいと存じます。

なお、審議の中で、ご発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前においてあります名札の番号を告げていただいでご発言くださるよう、お願いいたします。

まず、第1号議案、西宮市に係ります「阪神間都市計画一団地の住宅施設の変更(武庫川一団地の住宅施設の変更)」について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 第1号議案「阪神間都市計画一団地の住宅施設の変更(武庫川一団地の住宅施設の変更)」について、ご説明いたします。議案書は3から9ページ、議案位置図は1ページでございます。

議案の説明に入ります前に、「一団地の住宅施設」につきましてご説明いたします。

「一団地の住宅施設」とは、一団の土地における50戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する施設をいい、これらを建設することにより、適切な居住環境を確保し、都市機能の増進を図る都市施設であり、必要に応じて都市計画に定めるものでございます。

都市計画に定める事項としましては、区域、面積、建ぺい率及び容積率の限度、住宅の低層、中層又は高層別の予定戸数並びに公共施設や公益的施設、住宅の配置の方針などを定めることとなります。

都市計画の決定権者は、一団地における集団住宅の戸数が2,000戸未満の場合が市、2,000戸以上の場合が県となります。武庫川一団地の住宅施設は2,000戸以上でありますことから、県都市計画審議会に付議することとなります。

前面スクリーンをご覧ください。

武庫川一団地の住宅施設は、西宮市南東部の臨海部、阪神電鉄武庫川線、武庫川団地前駅の南側に位置しており、昭和51年に都市計画決定、昭和55年に都市計画変更いたしております。

都市計画の内容としましては、面積約55.1ha、高層住宅約7,300戸、建ぺい率20%、容積率200%、道路や公園などの公共施設、学校などの公益的施設並びに住宅の配置の方針を定めております。

当施設は、昭和51年から建設に着手し、昭和54年から入居開始、平成2年には入居がほとんど完了するとともに、一部小学校などを除き整備済みとなっております。

これは現在の計画図です。武庫川一団地の住宅施設の現状は、少子化に伴う児童数の減少により、未整備である小学校1校、幼稚園1園、保育所1園が将来的に不要とされる一方で、自家用自動車保有率の急激な伸びに伴い駐車場が不足し、その対策としての暫定駐

車場整備により、歩行者空間を狭めるなど、居住環境としての課題を抱えた状況となっており、計画の見直しが必要となっております。

このような状況を解決するために、未整備である小学校、幼稚園、保育所の各用地を活用し、駐車場の必要台数を確保するとともに、平面駐車場を立体化することで生み出される用地などにより、歩行者空間や広場、緑地空間などを再整備し、全体として居住環境の向上を図るための都市計画変更を行うものであります。

したがいまして、今回、一団地の住宅施設として都市計画決定している事項のうち、「公益的施設の配置の方針」について、小学校4校を3校に、幼稚園3園を2園に、保育所4園を3園にそれぞれ変更するとともに、「住宅の配置の方針」について、住棟間緑地を約3.7haから4.5haに変更し適宜配置、さらに「建築物の建ぺい率の限度」について、立体駐車場の整備を可能とするため、建ぺい率の限度を20%から30%に変更いたします。

本都市計画案をまとめるに当たり、住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。

また、本案について、7月25日から2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。なお、8月23日に西宮市都市計画審議会が開催され、原案どおり承認されております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

○議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、質問又はご意見ございましたら、お願いいたします。

○26番 今、ご説明がありましたように、大きなこの団地の中で、少子高齢化、これは決してこの地域だけの問題ではないという感じで、現実を表しているというふうに認識もしておりますし、この地域の方にお聞きをしますと、現実には緑地を増やすであるとか、今回の見直しの駐車場を増やすであるとか、非常に関係したご意見も私自身もお聞きしました。

そんな中で、確かにその見直しということでは受け入れることはできるんですけども、少し確認をしておきたいという問題があります。

それは、確かに少子化は進んでおります。兵庫県も全国の1.25に比べても、1.20という低い状況がありますけれども、行政も議会も今、頑張っ、少子化対策で何とか変えていこうということで努力をしているので、一定の効果はあろうかと思うのですが、現実には先だっの事前説明会のときに、小学校、中学校、幼稚園、保育所の入園あるいは入校している子供たちの数をお聞かせいただきたいということで、資料もいただきまして、それを見ま

すと、確かに中学校では入居完了の平成2年が1,251名に対して、現在の平成17年では半分以上の777名、小学校では平成5年がピークで2,338名から現在の1,093名と、これもまた半減しているという状況の中で、これはやはり小学校を4校から3校の見直しというのはやむを得ないかなというふうに思うのですが。

保育所と幼稚園の問題につきましては、定員に対し幼稚園は620なんですけれども、確かにピークからは減ってはいるのですが、ここ最近、少し持ち直していると言いますか、平成11年あたりぐらいから少し増えているという感じもありますし、保育所もそうなんですけれども、これについては、この団地外からも来てらっしゃると。特に保育所などは今、待機児童なんかもいる中で、300名の定員に対して314名という受入れもされておられるということですので、必要なのかなと、私、はじめ思いましたら、団地外から入所しているというお子さんがいるということだったのですが、ここで質問なんです、保育所、幼稚園というお子さんが増えるということは、非常にいい傾向にあるんですけれども、この団地の中の子供たちというのは、この中の何割ぐらいいらっしゃるのか。そのあたりでやっぱり少子化なんだということが認識できればなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局 正確には把握しておりませんが、ほぼ団地内の方と認識しております。

○26番 この前、ちょっとお聞きしたのでは、団地外からも来てらっしゃるということをお聞きしたので、そうしたら子供たちの人数はやっぱり増えてはいないんだなという認識で、今、改めて、団地内と外と、ということなんです、これは間違いなく団地内なんですか。

○事務局 保育所、幼稚園とも一カ所ですけど、民間経営のものがございまして、そのあたりは団地外からも募集していると伺っております。

○26番 それでしたら理解ができますので。ただ、子供が増えている状況があるのであれば、やはりどうなのかな、保育所を減らすというのはどうなのかなという気がいたしましたので、そうしたら結局は団地の中だけでは、この人数がすべてここに入所しているということではないという理解もできました。幼稚園についても620の定員ですから、419名ということでは、やはり少ないのかなという思いもありますので、そういうことであれば、この問題については、少子化という意味で認めるべきことかなと思います。

それと、最後に質問ですが、先ほど、小学校の3校と中学校の2校がございましたが、半減ということを今、数字の上で申し上げましたけれども、再確認なんですけれども、この学校が今、統廃合するという計画は、今後にわたっても、今の時点ではないと理解してよろしいのでしょうか。

○事務局 学校の人数につきましては、平成17年度の実績に基づきまして、西宮市の教育委員会のほうで今後10年間に渡ってシミュレーションをいたしておりまして、ほぼ一定の状態でございますので、現段階で統廃合するという計画はないと聞いております。

○26番 よくわかりました。それでは、この見直しについては、私自身も賛成という立場で質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長 他にご質問ございますでしょうか。

ないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案「阪神間都市計画一団地の住宅施設の変更(武庫川一団地の住宅施設の変更)」について、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議がないようですので、第1号議案「阪神間都市計画一団地の住宅施設の変更(武庫川一団地の住宅施設の変更)」について、原案どおり可決いたします。

続いて第2号議案、加古川市に係ります「東播都市計画道路の変更(3.5.152号二見尾上線の変更)」について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 第2号議案「東播都市計画道路 二見尾上線の変更」についてご説明いたします。議案書は11から14ページ、議案位置図は2から3ページでございます。

今回の二見尾上線の変更は、関連案件である加古川市決定の尾上線の一部廃止に伴い、尾上線との交差点部において区域の変更を行うものでございます。このため、二見尾上線の変更をご説明する前に、尾上線の変更についてご説明いたします。

尾上線は、平成16年12月に当審議会から答申をいただきました「都市計画道路網の見直しに関する基本的な考え方」に基づき、加古川市とともに作業を進め、昨年10月の当審議会で廃止に向けて検討を進める区間として報告を行い、昨年11月1日に公表した区間でございます。

公表に当たりましては、市の広報紙や県のホームページに掲載するほか、市役所及び県都市計画課において、資料の閲覧、地域住民への説明会を行いました。その結果、反対意見がなかったことから、廃止に関する合意が得られたものと判断し、都市計画変更の手続に至ったものでございます。

前面スクリーンをご覧ください。

尾上線は、浜幹線を起点とし、二見尾上線と交差し、加古川別府港線に至る延長約700mの幹線街路として、昭和39年に尾上駅前線という名称で都市計画決定されております。

尾上線は、国鉄高砂線尾上駅と加古川市臨海部の幹線街路である加古川別府港線を連結させ、臨海部と鉄道の連結強化を図るために計画されたものでございますが、加古川市の中心部から離れていることに加え、国鉄高砂線が廃線となり尾上駅へのアクセスルートとしての重要性が薄れたことから、未整備のまま現在に至っております。

このうち、二見尾上線から加古川別府港線までの区間は、民間開発等により宅地化が進められ、住宅地としての道路整備が行われてきており、地区内からの交通は生活道路や近接する県道明石高砂線により、加古川別府港線など周辺の幹線道路へスムーズにアクセスできる状況でございます。

このような状況を踏まえ、二見尾上線から加古川別府港線までの延長約400mの区間について必要性を検証した結果、本区間に求められていた機能は、周辺道路で確保されていることから、本区間を廃止することとし、終点を二見尾上線に変更するものでございます。灰色が今回の変更に伴い削除する区域、青色が変更のない区域でございます。

それでは、県決定路線の二見尾上線の変更についてご説明いたします。

二見尾上線は、別府町西脇を起点とし、尾上町養田に至る延長約3,900mの幹線街路で、昭和33年に都市計画決定されております。当路線は、加古川市南部地域を東西に連絡する浜幹線を補完する道路であり、終点で尾上線と接続しております。

今回の変更は、先ほどご説明いたしました尾上線の一部廃止に伴い、尾上線との交差点部において、区域を削除するものでございます。前面スクリーンのとおり、黄色が今回の変更に伴い削除する区域、青色が変更のない区域でございます。

本都市計画案をまとめるに当たり、住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。

また、本案について、9月5日から2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、市決定の案件につきましては、去る9月29日に開催された市の都市計画審議会において原案どおり承認され、9月29日付けで市長へ答申されております。県決定の案件につきましても、合わせて原案どおり承認されております。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

○議長 ただ今、事務局から説明がありました。これにつきまして、質問又はご意見ございますでしょうか。

ご質問等がないようですので、それでは、お諮りいたします。

第2号議案「東播都市計画道路の変更(3.5.152号二見尾上線の変更)」については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議がないようですので、第2号議案「東播都市計画道路の変更(3.5.152号二見尾上線の変更)」については、原案のとおり可決いたします。

続いて、第3号議案、姫路市に係ります「中播都市計画道路の変更(3.5.80号太市線の変更)」について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 第3号議案「中播都市計画道路 太市線の変更」についてご説明いたします。

議案書は15から18ページ、議案位置図は4から5ページでございます。

今回の太市線の変更は、先ほどの議案と同様、姫路市とともに都市計画道路網の見直し作業を進めた結果、廃止に向けて検討を進める区間として、昨年11月1日に市の広報紙等により公表した区間でございます。公表の後、説明会等を開催し、合意形成を図った上で、都市計画変更の手続を進めてまいりました。

前面スクリーンをご覧ください。

太市線は、姫路市大津区吉美を起点とし、勝原区下太田及び太子町上太田を經由し、姫路市西脇に至る延長約9,280mの幹線街路で、姫路市西部を南北に結ぶ主要な路線として、昭和32年に都市計画決定されております。現在、太市線の大部分は、県道石倉太子線、県道大江島太子線として供用されておりますが、起点から約1,340mの区間については、未整備のまま現在に至っております。

この未整備区間のうち、起点から海岸線までの延長約940mの区間については、臨海部の土地利用の促進及び交通処理を目的に計画されておりましたが、その後、東側に並行して臨港道路網干吉美線が整備されたことにより、現在では産業立地も進行し、関連交通についてもスムーズに処理されているところでございます。

また、廃止区間北部の地区内からの交通につきましても、地区内の生活道路から臨港道路網干吉美線を経て、海岸線など周辺の幹線道路へスムーズにアクセスできる状況にございます。

このような状況を踏まえ、本区間の必要性を検証しましたところ、本区間に求められていた幹線道路としての機能は、臨港道路網干吉美線や周辺道路により確保されていることから、本区間を廃止し、起点を海岸線との交差点に変更するものでございます。

この結果、前面スクリーンのとおり区域を変更いたします。黄色が今回の変更に伴い削除

する区域、青色が変更のない区域でございます。

本都市計画案をまとめるに当たり、住民説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。

また、本案について、5月16日から2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、7月21日に開催された姫路市の都市計画審議会において、原案どおり承認されております。

以上で、第3号議案の説明を終わります。

○議長 ただ今事務局から説明がありました。これにつきまして、ご質問又はご意見ございましたら、お願いいたします。

ご質問等がないようでございますので、それではお諮りいたします。

第3号議案「中播都市計画道路の変更(3.5.80号太市線の変更)」について、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議がないようですので、第3号議案「中播都市計画道路の変更(3.5.80号太市線の変更)」については、原案のとおり可決いたします。

引き続き第4号議案洲本市に係ります「洲本都市計画道路の変更(3.5.2号炬口納線ほか3路線の変更)」について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 第4号議案「洲本都市計画道路 炬口納線ほか3路線の変更」についてご説明いたします。議案書は19から22ページ、議案位置図は6から7ページでございます。

今回、変更しますのは、炬口納線、洲本由良線、物部曲田塩屋線及び洲本橋線の4路線でございます。

前面スクリーンをご覧ください。

洲本市中心部における現状の都市計画道路網をお示ししております。

炬口納線は、国道線との交差点を起点とし洲本市納へと至る延長約6,390mの幹線街路として、洲本由良線は、洲本から由良に至る海岸部を南北に結ぶ延長約4,070mの主要な幹線街路として、物部曲田塩屋線は、物部を起点とし塩屋に至る延長約3,410mの幹線街路として、また洲本橋線は、炬口納線との交差点を起点とし物部曲田塩屋線を経て中央線との交差点に至る延長約710mの幹線街路として、都市計画決定されております。

まず、炬口納線の変更についてご説明いたします。

炬口納線は、先ほどの議案と同様、洲本市とともに都市計画道路網の見直し作業を進めた結果、廃止に向けて検討を進める区間として昨年11月1日に市の広報紙等により公表した区間でございます。

公表の後、説明会等を開催し、合意形成を図った上で都市計画変更の手続を進めてまいりました。

検討区間は、洲本由良線との交差点から洲本橋線との交差点までの未整備区間約500mでございますが、本区間については、その位置付けが洲本川の堤防を活用して整備される散策路の役割を持った道路に変化しております。また、北側に並行して、国道28号のバイパスである国道線の整備が進められているところでございます。

このような状況を踏まえ、未整備区間の必要性を検証した結果、本区間に求められていた幹線街路としての機能は、周辺道路で確保されていることから、本区間を廃止することとし、起点を洲本橋線との交差点に変更いたします。これに伴い、起点が炬口から塩屋に移ることから、名称を炬口納線から塩屋納線に変更いたします。

塩屋納線の起点を洲本橋線との交差点にすることに伴い、洲本由良線との交差点から国道線との交差点に至る区間については、洲本由良線に編入することとします。この編入により、洲本由良線の起点を現在の洲浜橋北詰から国道線との交差点部に変更いたします。

続きまして、洲本橋線の変更についてご説明いたします。

今回、変更するのは、起点から物部曲田塩屋線までの区間でございます。洲本市では、平成16年台風23号による激甚な災害を受け、現在、河川激甚災害対策特別緊急事業により、洲本川の改修が進められております。この河川改修の中で、洲本橋を架け替える必要があることから、洲本橋の架橋位置を上流に変更するとともに、交差点部において付加車線を設けます。

この結果、前面スクリーンのとおり、区域を変更いたします。赤色が今回の変更に伴い追加する区域、黄色が削除する区域、青色が変更のない区域でございます。炬口納線の一部廃止と洲本橋の架橋位置の変更に伴い、塩屋納線及び洲本橋線の起点をご覧の位置とします。

なお、洲本橋線と物部曲田塩屋線が接続する付近においては、大規模工場が立地していた跡地に、近年、大規模商業施設が建設されたことに合わせて、歩行者等の安全確保を目的に自転車歩行者道が整備されていることから、洲本橋線及び物部曲田塩屋線の一部区域を変更し、整合を図るものでございます。

また、洲本橋線の円滑な交通処理を図るため、塩屋納線に付加車線を設けることから、交

差点部において、一部区域を変更いたします。

本都市計画案をまとめるに当たりまして、地域住民への説明会を開催し、本日と同様の説明をしております。

また、本案について、9月12日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、9月29日に洲本市の都市計画審議会が開催され、原案どおり承認されております。

以上で、第4号議案の説明を終わります。

○議長 ただ今、事務局から第4号議案の説明がありました。これにつきまして、ご質問又はご意見ございますでしょうか。

○26番 この道路の変更については、散策路ができたということで、非常に喜ばれているというお声も聞いております。ただ、一つ、ちょっと心配と言いますか、うまくいってるのかなというふうに思っておりますのは、今回の平成16年の23号台風での激甚災害対策特別緊急事業で橋の架け替えの中で、洲本川だけではなくて、樋野川とか洲本一帯が大変だった中で、どうしても住居、あるいは工場、事務所等々がある中で、そこに関連して河川改修が行なわれるときに、補償問題なんかうまくいっていないというのを、この問題でちょっとお聞きしたいのですが、他の川のところで、私もちょうど今、建設常任委員としてよくお聞きもしておりますので、この洲本川についても、お聞きすると、それぞれ数軒しかないのかもわかりませんが、わずかな事業所であるとか工場、住居があるのかどうか、そこらへんも含めて、やっぱり安全安心という意味では、この架け替えについても、非常に求められるものだと思いますし、やはりきっちりとしていくということは、非常に大事なことです。ただ、補償問題等々で住民の方のご意見が十分反映できて、うまくいっているのか、見通しはどうかということだけお聞かせをいただければと思います。以上です。

○事務局 今、ご指摘のとおり、ここも橋梁の海のほうを見て右岸側に、建設会社の倉庫が支障物件になっているものが一つございます。あと、簡単な店舗の看板とかも支障物件がございますが、基本的にこの橋梁の架け替えに伴って大きな補償物件が出ているという状況にはございませんで、法線を少し振る関係もございますので、そのへんは地元できっちり説明をさせていただいて、理解を得た上での変更ということでございます。

○26番 今、お聞きして安心しましたけれども、やはり1件1件と言いますかね、それぞれ住民にとっては、倉庫等いろいろあろうかと思いますが、お一人お一人にとっては本当に重要な問題になりますので、今後もしっかりと意見を反映させていただいて、スムーズ

に安全を守るという立場での事業が進みますことを祈念しておりますし、よろしく願いをしたいと思えます。以上です。

○議長 他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

今、26番委員は反対ではないということに理解させていただいてよろしゅうございますか。

○26番 はい。

○議長 それではお諮りいたします。

第4号議案「洲本都市計画道路の変更(3.5.2号炬口納線ほか3路線の変更)」については、原案どおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議がないようですので、第4号議案「洲本都市計画道路の変更(3.5.2号炬口納線ほか3路線の変更)」については、原案のとおり可決いたします。

県決定の都市計画案件につきましては、以上でございます。この結果は、直ちに知事あてに答申することといたします。

次に、建築基準法第51条ただし書関係の審議に移ります。第5号議案姫路市に係ります「ごみ焼却場(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置について」を上程いたします。これについて、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議案の説明に入ります前に、建築基準法第51条ただし書の趣旨につきまして、ご説明いたします。

議案書23ページ、青いページをお開き願います。ここに建築基準法第51条の条文を載せてございます。内容でございますが、都市計画区域内におきましては、卸売市場、火葬場など、政令で定められております処理施設の用途に供する建築物につきましては、その敷地の位置を都市計画決定しているものでなければ、新築又は増築してはならないとなっております。ただし、特定行政庁が県又は市町の都市計画審議会の議を経まして、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合は、新築若しくは増築ができることとなっております。

県又は市町の都市計画審議会への付議の区分につきましては、その敷地の位置を都市計画決定する場合の決定権者が県であるのか、市町であるのかによります。決定権者は、産業廃棄物処理施設が県、それ以外の施設が市町となっております。このようなことから、ごみ処理場などで産業廃棄物にかかわるものについては、県都市計画審議会に付議することになり

ます。

なお、廃棄物処理施設の設置許可などに関しましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づきます手続が平行して進められております。その中で、生活環境への影響について審査が行われ、許可できると判断されたものが都市計画審議会に付議されまして、その敷地の位置について審議をしていただくことになっております。

それでは、第5号議案につきまして、特定行政庁である姫路市からご説明させていただきます。

○事務局（姫路市） ただ今より、姫路市飾磨区中島における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、ご説明いたします。お手元の議案書の25ページ、議案位置図8ページをご覧ください。

本施設は、民間事業者から排出される産業廃棄物を焼却処理することにより、埋立ごみの減量と最終処分場の延命に貢献するために設置するものです。このような民間施設につきましては、公共性が低いことから、都市計画決定をするのではなく、建築基準法第51条ただし書の規定を適用し、特定行政庁の許可で行うことが適当であると判断しております。

前面スクリーンをご覧ください。

敷地の位置は、山陽電鉄飾磨駅から南へ約3km、赤色で示しております場所で、用途地域は工業専用地域でございます。こちらは、建物用途別図です。当該敷地周辺は、工場、倉庫などが建ち並んでおります。最も近接する住居等までは約1km離れております。

次に、産業廃棄物の運搬経路についてご説明いたします。経路を青線で示しております。運搬は、車両による陸送となっており、東側の県道飾磨港線を通る経路1と、西側の臨港道路姫路飾磨線を通る経路2の二つを予定しております。当該施設の稼働に伴う運搬車両の増加台数は、最大で20台となります。

交通量については、生活環境影響調査の中で、緑色で表示している地点で調査を行っております。運搬車両の通行時間内における現況台数は、経路1が3,706台、経路2が6,706台となっており、増加率は運搬車両が2つの経路のうち、片側のみに集中して通行したと想定した場合で、経路1が約0.5%、経路2が約0.3%となり、交通に著しい支障を及ぼすものではないと考えております。

以上のことから、敷地の位置については、工業専用地域であり、周辺の土地利用及び交通量との関係から見ても支障がなく、本施設を当該敷地に設置することは、都市計画上支障がないものと判断しております。

続いて、ご参考に施設の概要をご説明いたします。赤色で示しております部分が焼却施設、黄色で示しております部分が保管場所等に利用される既設建築物となっております。受入予定の廃棄物は、主に排出事業者で既に破碎等の前処理がなされたものであり、当該施設はそれらの燃焼効率等を考慮しながら適切に混合し、焼却を行います。

最後に、申請者が周辺環境への影響について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事前に大気汚染、騒音、振動、悪臭について生活環境影響調査を行っており、予測結果はいずれも環境保全目標を下回る値となっております。また、その調査結果については、本市環境部局から特に問題はないとの報告を受けております。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。

- 議長 ただ今、第5号議案の説明がありました。これにつきまして、ご質問又はご意見ございましたら、お願いいたします。
- 26番 まず、議案の中で、その他の産業廃棄物の中で、木くず、紙くず、繊維くず等と書かれているのですけれども、これ以外に、例えば今、よく問題になっている感染症に係るような医療機器、器具、こういったものが含まれているのか。これ以外のものでもう少し、口頭でご説明があればと思いますが。
- 事務局（姫路市） 主たるものは、感染性廃棄物として、病院など医療機関から排出される血液付着物の使用済機材とか、検査・実験済の器具等も含まれております。
- 26番 それ以外に、例えばこの地域では、以前の鳥インフルエンザのときの処理があったのですけれども、動物の死骸等なども受け入れるような、そういう状況もあるのでしょうか。
- 事務局（姫路市） 廃棄物の種類の中に、動物の死体というのも入っております。
- 26番 その他のところでもう少しあればということなので、もうそれ以外には、あまり。住民の方にはご説明があったのかどうか、私はよくわかりませんが、少し詳しくこの際ですので、お教えいただけませんかでしょうか。
- 事務局（姫路市） お答えいたします。全部で一般の廃棄物が14種類ございまして、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず・陶磁器くず、動物の死体、あと、政令第2条13号に規定する廃棄物というものであります。
- 26番 実は、この案件について、私、平成16年のときにも審議をしております。同じ地域にやはり産廃処理の施設の案件があったように思いましたので、非常にこの地域が増えて

いるなという感じを持っておりましたから、自治会の役員さんにご案内いただいて見てまいりました。この地域を見て、正直、工業専用地域というようなことで、県も埋立をしたということ、民間へそれを売ったり、あるいは公にも売ったりというふうなことなんですけれども、今、このごみに関連する処理施設がもうどんどん増えているというのは、車から降りてそこへ立ちますと、もう鼻をつく匂いで、私などは、ここで外でもし働くとしたら、働けるかなというような感覚すら持つような状況がありました。

こういうごみ処理施設というのは、人間が生きていく限りにおいては必要なことは私も認めています。どこかでそれを処理しなければいけないということは、よくわかるんですけれども、この地域で果たしてこれ以上増やすということが、本当にいいのかなという感じを非常に受けました。

それで、ちょっとお聞きをしたいのですけれども、今回、新規に作ろうとしているこの埋立地全体の面積がどれぐらいあって、施設が今のところ、何施設ぐらい来ているのか、面積もお聞きをしたいところですが、今すぐ出なければ、面積については後ほど結構ですから、何施設ぐらいがここに来ているのかということをお聞きをいただけたらと思います。

○議長 産業廃棄物の施設の数ですか。

○26番 そうですね、産業廃棄物と一般廃棄物もともにありましたので、やはりごみ処理という意味では、一般は市だということではわかっているのですが、住民から見れば、一般も産業廃棄物もごみ処理ということでは同じですので、その処理施設がどれぐらいあるのかということをお聞かせください。

○事務局（姫路市） お答えいたします。中島地区の51条の許可をおろした物件は、平成元年から6事業所ございます。処理施設の概要は、焼却施設が2箇所、それと破碎施設で一般廃棄物と産業廃棄物の処理施設が5箇所でございます。

○26番 今、施設の箇所を言っていたのですが、全体として、何ヘクタール分のどれぐらいというのを、今、スッと出てこなくても、どれぐらいの印象を持たれたか。私は、空き地もありましたけれども、非常に多い、もう既になかなかの広さを占有しているなという感覚があったのですけれども、どれぐらいの、概数で結構ですので、何割ぐらいのところまでいっているのか。住民からもいろんな意見出ていると思うんです。今回については、意見書は出てないとしても、これまでの間に、姫路のほうにも意見が上がったりもしてると思うんですけれども、そういうあたりで姫路とすればどれぐらいに捉えていらっしゃるのか。その

へんはわかりませんか。

○事務局（姫路市） 工業専用地域でございますので、それに部類した工場等がたくさん建ち並んでおります。廃棄物の処理施設としては、全体のパーセントは低いと思いますが。あと、コンクリートのプラント等ありますので、おっしゃるように、工業専用地域でございますから、そういう部類の施設ばかりが集中しているところでございます。

○26番 後ほどで結構です、今後もあることですので、施設の数はわかりましたけれども、その面積もどんなふうになっているのかということで、ぜひお教えいただきたいと思うんですね。

それで、姫路市の都市計画のマスタープランを見ましたら、確かに工業地として、今のある場所についても、廃棄物処理の施設等で土地利用を図るということは書いてあるんですけども、その前段に、周辺の住環境への影響や道路交通への影響等について、支障がない場合というふうなただし書も書いて、こういうごみ処理の施設を作ってもという土地利用のことがマスタープランの中に書いてあるのですけれども、一つには、実は今年の春ぐらいだったと思うのですが、姫路市のほうに、中島地区の自治会の協議会の方々から決議書が出されていると思うんですね。

それはもちろんご存じだろうと思うのですけれども、この中身を読ませていただきましたら、やはりもうこれ以上、新設や増設、産業廃棄物処理業のごみ処理についての増設については、中島自治会はもう同意しませんよということが、はっきりその決議書の中に書かれているんですね。ただ、決議書が書かれたから、姫路市が、はいはいということにならないかもわかりませんが、こういった住民の方々の、しかもこのちょうど中心にあたる、確かに住居が1km先というご説明がありましたけれども、もう本当に、私なんか行ってまいりましたときにも、すぐに住居があるという感覚がやっぱりありましたし、空には線が描けませんから、匂いなどもね、そのときに風によっていろいろあるだろうし、する中で、この気持ち、私、よくわかるんですよ。協議会の方がそういうふうな決議をなさったという、その決議の捉え方は、姫路市としてはどういうふうな捉えてらっしゃるのでしょうか。

○事務局（姫路市） 決議書の内容の件につきましては、住民のご意見を十分配慮いたしまして、法律に則って、生活環境保全上の支障がないように施設の設置等を考えていきたいと思っております。

○26番 今の会話、本当に役所の方はそういうふうにおっしゃるんですけどもね。今の生活環境影響調査予測結果ということで、大気汚染、振動、騒音ということでは、事前説明会

のときにも質問が出て、その結果もいただいて、その枠内だと。環境保全目標の枠内に十分あるよと、ダイオキシンにしても、その他の大気汚染、振動とか、全部そうなんですよとおっしゃるんですが、例えばそのダイオキシンの調査する箇所が、確かこの地域の中には5箇所ほどあると思うんですが、やはりそれを姫路のホームページで見ましたらね、この中島地区が一番高いんですよ。もちろんご存じで、してらっしゃるんですが、これが一番高いし、1箇所1箇所がつくられるとき、その箇所について、その施設について、調査結果を出していただけますけれども、総量として本当にどうなっていくのかというのは、住民の皆さんの非常に不安だろうというふうに思うんですね。

だからそのところを、もうこれ以上作らないでということについて、ただ単にそういう今のお答えの中では、私はやっぱり住民の方は納得できないものがあると、そういうやむにやまれぬ気持ちでこの決議を出してらっしゃると思うんですけれども、今回はその出された後でこういうものが出てきているのですけれども、それについても、今後、この決議の中身を姫路市の中で議論をしようとか、住民の方と一回話してみようとかいうような計画はもう全然ないんですか。そのことについては、何か決議についての取り計らいと言いますか、そういうことは考えてはいらっしゃらないのでしょうか。

○事務局（姫路市） 現時点では、決議書に対する回答等について、話し合うということはございませんけれども、随時、自治会の方、地元の方がご相談に来られて、その折にご意見をいただいておりますので、それを、事業者の施設等の設置に関して参考にさせていただいております。

○26番 ぜひですね、私も見て驚いた、側に立って驚いたという感じがあります。飾磨港と言えば、やはり玄関口でもありますので、海の玄関口のところで、ああいった、着いた途端に匂いがする。ごみ処理が決して悪だという言い方はしません、これはもう、先ほども言いましたように、人間が暮らしていく上では必ずやそれを廃棄し、また処理していくということは必要なことですから、これについては必要であるということは認めざるを得ないと思うんですけれども、あそこまで集積してしまうというのは、私は今後はやっぱり考えるべきだと思うんです。

それで、その決議書に基づいて、今後、姫路市のほうも、県もそうなんですけれども、十分に地域の方々のご意見を聞いて進めていただくということで、今回については、私は、もうこれ以上作るべきでないという住民の方々の意見書に基づいた態度を取りたいと思いますので、これについては反対をしたいと思います。以上です。

○議長 他にご意見、ご質問等ありますでしょうか。

他にご質問等がございませんので、第5号議案について、原案のとおり可決に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、第5号議案については、原案のとおり可決いたします。

こういう汚染というか、空気の匂いだとかそういうことについては、どうぞ姫路市のほうも、十分業者に対する、監督等をよろしくお願いいたします。

以上で、建築基準法第51条ただし書の案件につきましては、終了いたします。この結果は、直ちに特定行政庁である姫路市長あてに答申することといたします。

以上で、本日予定しておりました議案は、すべて終了いたしました。

これもちまして、平成18年度第2回の審議会を閉会いたします。皆さんには、熱心にご審議いただきました。ありがとうございます。

閉 会 午後2時40分

平成18年度第2回兵庫県都市計画審議会 出席委員名簿

日 時：平成18年10月17日 午後1時30分～午後2時40分
場 所：パレス神戸（神戸市中央区）

区 分	氏 名	職 名	備 考
学識経験のある者 (50音順) (第3条第1項第1号)	陰 山 凌	兵庫県道路公社理事長	
	多 淵 敏 樹	県立福祉のまちづくり工学研究所長	会 長
	中 瀬 勲	兵庫県立大学教授	
	西 勝	神戸大学名誉教授	
	東 浦 功	兵庫県農業会議副会長	
	三 輪 康 一	神戸大学助教授	
関係行政機関の職員 (第3条第1項第2号)	進 藤 眞 理	農林水産省近畿農政局長	代 理
	久 貝 卓	経済産業省近畿経済産業局長	代 理
	布 村 明 彦	国土交通省近畿地方整備局長	代 理
	島 崎 有 平	国土交通省近畿運輸局長	代 理
	末 井 誠 史	兵庫県警察本部長	代 理
市町の長を代表する者 (第3条第1項第3号)	矢 田 立 郎	神戸市長	代 理
	首 藤 正 弘	太子町長（兵庫県町村会）	
県議会の議員 (第3条第1項第4号)	寺 本 貴 至		
	・ 西 利 延		
	芝 野 照 久		
	佃 助 三		
毛利りん			
市町の議会の議長を 代表する者 (第3条第1項第5号)	小 林 正 典	篠山市議会議長（兵庫県市議会議長会）	